

# 平成十二年法律第七十五号

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律

目次

第一章 総則（第一条）	公判手続の傍聴（第二条）
第二章 公判記録の閲覧及び謄写（第三条・第四条）	民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解（第十九条・第二十三条）
第三章 被害者参加旅費等（第五条・第十条）	民事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例（第十七条）
第四章 被害者参加弁護士の選定等（第十一条・第十八条）	第一節 損害賠償命令の申立て等（第二十四条・第三十三条）
第五章 被害者参加弁護士の選定等（第十一条・第十八条）	第二節 審理及び裁判等（第三十四条・第三十七条）
第六章 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解（第十九条・第二十三条）	第三節 异議等（第三十八条・第四十二条）
第七章 刑事訴訟手続への移行（第四十三条）	第四節 民事訴訟手続への移行（第四十三条）
第八章 雜則（第四十七条・第五十二条）	第五節 補則（第四十四条・第四十六条）
附則	

## 第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、犯罪により害を被つた者（以下「被害者」という。）及びその遺族がその被害に係る刑事事件の審理の状況及び内容について深い関心を有するとともに、これらの者の受けた身体的、財産的被害その他の被害の回復には困難を伴う場合があることから、刑事手続に付隨するものとして、被害者及びその遺族の心情を尊重し、かつその被害の回復に資するための措置を定め、並びにこれらの者による損害賠償請求に係る紛争を簡易かつ迅速に解決することに資するための裁判手続の特例を定め、もってその権利利益の保護を図ることを目的とする。

## 第二章 公判手続の傍聴

第二条 刑事被告事件の係属する裁判所の裁判長は、当該被告事件の被害者等（被害者又は被告人が死亡した場合はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）又は当該被害者の法定代理人から、当該被告事件の公判手続の傍聴の申出があるときは、傍聴席及び傍聴を希望する者の数その他の事情を考慮しつつ、申出をした者が傍聴できるよう配慮しなければならない。

## 第三章 公判記録の閲覧及び謄写（被害者等による公判記録の閲覧及び謄写）

第三条 刑事被告事件の係属する裁判所は、第一回の公判期日後当該被告事件の終結までの間において、当該被告事件の被害人等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞き、閲覧又は謄写を求める理由が正当でないと認める場合及び犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合を除き、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせるものとする。

2 裁判所は、前項の規定により謄写をさせる場合において、謄写した訴訟記録の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付することができる。

3 第一項の規定により訴訟記録を閲覧し又は謄写した者は、閲覧又は謄写により知り得た事項を用いるに当たり、不当に関係人の名譽若しくは生活の平穀を害し、又は捜査若しくは公判に支障を生じさせることのないよう注意しなければならない。

（同種余罪の被害人等による公判記録の閲覧及び謄写）

第四条 刑事被告事件の係属する裁判所は、第一回の公判期日後当該被告事件の終結までの間において、次に掲げる者から、当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、被告人

又は弁護人の意見を聞き、第一号又は第二号に掲げる者の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合であつて、犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができる。

一 被告人又は共犯により被害事件に係る犯罪行為と同様の態様で継続的に又は反復して行われたこれと同一又は同種の罪の犯罪行為の被害人

二 前号に掲げる者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹

三 第一号に掲げる者の法定代理人

四 前三号に掲げる者から委託を受けた弁護士

2 前項の申出は、検察官を経由してしなければならない。この場合においては、その申出をする者は、同項各号のいずれかに該当する者であることを疎明する資料を提出しなければならない。

3 檢察官は、第一項の申出があったときは、裁判所に対し、意見を付してこれを通知するとともに、前項の規定により提出を受けた資料があるときは、これを送付するものとする。

4 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による訴訟記録の閲覧又は謄写について準用する。

## 第四章 被害者参加旅費等（被害者参加旅費等の支給）

第五条 被害者参加人（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第三百六十六条の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。）が同法第三百六十六条の三十四第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席した場合には、法務大臣は、当該被害者参加人に対し、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費、日当及び宿泊料（以下「被害者参加旅費等」という。）の額についての政令で定める。

（被害者参加旅費等の請求手続）

第六条 被害者参加旅費等の支給を受けようとする被害者参加人は、所定の請求書に法務省令で定める被害者参加旅費等の算定に必要な資料を添えて、これを、裁判所を経由して、法務大臣に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る被害者参加旅費等の額のうちその資料を提出しなかつたため、その被害者参加旅費等の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2 裁判所は、前項の規定により請求書及び資料を受け取ったときは、当該被害者参加人が刑事訴訟法第三百六十六条の三十四第一項の規定により公判期日又は公判準備に出席したことを証明する書面を添えて、これらを法務大臣に送付しなければならない。

3 第一項の規定による被害者参加旅費等の請求の期限については、政令で定める。

（協力の求め）

第七条 法務大臣は、被害者参加旅費等の支給に關し、裁判所に対して必要な協力を求めることが

できる。

（日本司法支援センターへの被害者参加旅費等の支給に係る事務の委任）

第八条 次に掲げる法務大臣の権限に係る事務は、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。以下同じ。）に行われるものとする。

1 第五条第一項の規定による請求の受理

2 第六条第一項の規定による請求の受理

3 前条の規定による協力の求め

2 法務大臣は、日本司法支援センターが天災その他の事由により前項各号に掲げる権限に係る事務の全部又は一部を行うことが困難又は不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。



## (刑事訴訟法の準用)

**第十八条** 刑事訴訟法第四十三条第三項及び第四項の規定は被害者参加弁護士の選定及びその取消しについて、同条第三項及び第四項並びに同法第四十四条第一項の規定は前条第一項の決定について、それぞれ準用する。

## 第六章

(民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解)

**第十九条** 刑事被告事件の被告人と被害者等は、両者の間における民事上の争い(当該被告事件に係る被害についての争いを含む場合に限る。)について合意が成立した場合には、当該被告事件の係属する第一審裁判所又は控訴裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

2 前項の合意が被告人の被害者等に対する金銭の支払を内容とする場合において、被告人以外の者が被害者等に対し当該債務について保証する旨又は連帯して責任を負う旨を約したときは、その者も、同項の申立てとともに、被告人及び被害者等と共にしてその旨の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

3 前二項の規定による申立てでは、弁論の終結までに、公判期日に出頭し、当該申立てに係る合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実を記載した書面を提出してしなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による申立てに係る合意を公判調書に記載したときは、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

## (和解記録)

**第二十条** 前条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者は又は利害関係を疎明した第三者は、第三章及び刑事訴訟法第四十九条の規定にかかるわらず、裁判所書記官に対し、当該公判調書(当該合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実が記載された部分に限る。)に係る前条第三項の書面その他の当該合意に関する記録(以下「和解記録」という。)の閲覧若しくは贈写、その正本、贈本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付を請求することができる。(ただし、和解記録の閲覧及び贈写の請求は、和解記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。)

2 前項に規定する和解記録の閲覧若しくは贈写、その正本、贈本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付の請求に関する裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一百二十二条の例により、和解記録についての秘密保護のための閲覧等の制限の手続については同法第九十二条第一項から第八項までの例による。この場合において、同条第一項中「に係る訴訟記録の閲覧等(非電磁的訴訟記録の閲覧等又は電磁的訴訟記録の閲覧等をいう。)」とあるのは、「の閲覧若しくは贈写又はその正本、贈本若しくは抄本の交付」と読み替えるものとする。

3 和解記録は、刑事被告事件の終結後は、当該被告事件の第一審裁判所において保管するものとする。

## (民事訴訟法の準用)

**第二十一条** 前二条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編第三章第一節(選定当事者及び特別代理人に関する規定を除く。)及び第四節(第六十条を除く。)並びに第八章(第一百三十三条の二第五項及び第六項を除く。)の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条 第百三十三条書面その他最高裁判所規則で定める方法

第一百三十三条訴訟記録等(訴訟記録又は和解記録(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条及び第二十条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続並びにその手続

について訴訟記録等の閲覧若しくは贈写又はその贈本若しくは抄本の交付  
訴訟記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分  
事件の記録

について訴訟記録等の閲覧等(訴訟記録の閲覧等  
非電磁的証拠収集処分  
証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章に  
おいて同じ。)

第一百三十三条当該事件並びにその事件の閲覧若しくは贈写又はその贈本若しくは抄本の交付  
訴訟記録等の閲覧等をいう。以下この章に  
おいて同じ。)

第百三十三条第二項に規定する秘匿事項のほか、当該個人特定事項について、決定で、その全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第三百十二条の二第三項の規定による措置をとった場合において、訴因変更等請求書面（同法第三百十二条第四項に規定する訴因変更等請求書面をいう。第四十六条第一項において同じ。）に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等（同法第三百十二条の二第二項に規定する訴因変更等請求書面抄本等をいう。第四十六条第一項において同じ。）に記載がないもの（同法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する同法第二百七十七条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。第四十六条第一項において同じ。）が同法第二百七十七条の二第一項第一号又は第一号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときも、同様とする。

項	第三百三十三 条の四第七
(執行文付)	第二十三条

第七章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被

## (損害賠償命令の申立て等) 第一節 損害賠償命令の申立て等

**第二十四条** 次に掲げる罪に係る刑事被告事件（刑事訴訟法第四百五十五条第一項の規定により更に審判をすることとされたものを除く。）の被害者又はその一般承継人は、当該被告事件の係属する裁判所（地方裁判所に限る。）に対し、その弁論の終結までに、損害賠償命令（当該被告事件に係る訴因として特定された事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償の請求（これに附帯する損害賠償の請求を含む。）について、その賠償を被告人に命ずることをいう。以下同じ。）の申立てをすることができる。

二 次に掲げる罪又はその未遂罪  
イ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条（不同意わいせつ）、第百七十七条（不同意性交等）又は第百七十九条（監護者わいせつ及び監護者性交等）の罪  
二 刑法第二百二十九条（逮捕又は告訴）の罪

ハ  
刑法第二百二十二条（逮捕して監禁）の罪  
刑法第二百二十四条から第二百二十七条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等）の罪

二 イからハまでに掲げる罪のほか、その犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪（前号に  
掲げる罪を除く。）  
員官賞令の申立ては、次に掲げる事項を記載（書面を提出して）なさればならぬ。  
（

一 扱事官僚命令の立て直しに係る訴訟を提起したがこれにからむない  
二 請求の趣旨及び刑事被告事件に係る訴因として特定された事実その他請求を特定するに足り

3 る事実  
前項の書面には、同項各号に掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項以外の事項を記載してはよろしくない。

(申立書の送達)  
しに書かねばならぬ

により損害賠償命令の申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、当該書面を申立ての相手方である被告人に送達しなければならない。

(管轄に関する決定の効力)  
**第二十六条** 刑事被告事件について刑事訴訟法第七条、第八条、第十一  
条第二項若しくは第十九条

第一項の決定又は同法第十七条规定によくは第十八条の規定による管轄移転の請求に対する決定があつたときは、これらの決定により当該被告事件の審判を行うこととなつた裁判所が、損害賠償命

（終局裁判の告知についての審理及び裁判を行ふ）  
第二十七条 員官賃賞令の申立てについての審理（青木の攻撃文並びに恩若立づこの印解（第十七一条）

規定による民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解を除く。) のための手続を含む。)



- 三 理由の要旨**
- 四 審理の終結の日**
- 五 当事者及び法定代理人**
- 六 裁判所**
- 2 損害賠償命令については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立て、又は立てないで仮執行をすることができることを宣言することができる。
  - 3 第一項の決定書は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、損害賠償命令の申立てについての裁判の効力は、当事者に送達された時に生ずる。
  - 4 裁判所は、相当と認めるときは、第一項の規定にかかわらず、決定書の作成に代え、当事者が出頭する審理期日において主文及び理由の要旨を口頭で告知する方法により、損害賠償命令の申立てについての裁判を行うことができる。この場合においては、当該裁判の効力は、その告知がされた時に生ずる。
  - 5 裁判所は、前項の規定により損害賠償命令の申立てについての裁判を行つた場合には、裁判所書記官に、第一項各号に掲げる事項を調書に記載させなければならない。
- 第三節 異議等**
- (異議の申立て等)**
- 第三十八条** 当事者は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対し、前条第三項の規定による送达又は同条第四項の規定による告知を受けた日から二週間の不变期間内に、裁判所に異議の申立てをることができる。
- 第二** 裁判所は、異議の申立てが不適法であると認めるときは、決定で、これを却下しなければならない。
- 第三十九条** 前項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。
- 第四十条** 適法な異議の申立てがあつたときは、損害賠償命令の申立てについての裁判は、仮執行の宣言を付したものを除き、その効力を失う。
- 第五十一条** 適法な異議の申立てがないときは、損害賠償命令の申立てについての裁判は、確定判決と同一の効力を有する。
- 第六十二条** 民事訴訟法第三百五十八条及び第三百六十条の規定は、第一項の異議について準用する。
- 第七十三条** 損害賠償命令の申立てについての裁判に対し適法な異議の申立てがあつたときは、損害賠償命令の申立てに係る請求については、その目的の価額に従い、当該申立てをした者が指定した地（その指定がないときは、当該申立ての相手方である被告人の普通裁判籍の所在地）を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。この場合においては、第二十四条第二項の書面を訴状と、第二十五条の規定による送達を訴状の送達とみなす。
- 第八十四条** 前項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、損害賠償命令事件に関する手続の費用は、訴訟費用の一部とする。
- 第九十五条** 第一項の地方裁判所又は簡易裁判所は、その訴えに係る訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。
- 第十一条** 前項の規定による移送の決定及び当該移送の申立てを却下する決定に対しても、即時抗告をすることができる。
- (記録の送付等)**
- 第十二条** 前条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見（刑事被告事件に係る訴訟が終結した後ににおいては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見）を聴き、第三十五条第四項の規定により取り調べた当該被告事件の訴訟記録（以下「刑事関係記録」という。）中、関係者の名前又は生活の平穡を著しく害するおそれがあると認めるもの、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれがあると認めるものその他前条

- 第一項の地方裁判所又は簡易裁判所に送付することが相当でないと認めるものを特定しなければならない。**
- 第二** 裁判所書記官は、前条第一項の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判所書記官に対し、損害賠償命令事件の記録（前項の規定により裁判所が特定したものと除く。）を送付しなければならない。
- 第三** 第三十一条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における前条第二項の規定により送付された記録についての書証の申出は、民事訴訟法第二百十九条の規定にかかわらず、書証とすべきものを特定することによりすることができる。
- (異議後の判決)**
- 第四十二条** 仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第三十九条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合において、当該訴えについてすべき判決が損害賠償命令と符合するときは、その判決において、損害賠償命令を認可しなければならない。ただし、前項の規定により損害賠償命令を認可する場合を除き、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第三十九条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における該訴えについてすべき判決においては、損害賠償命令を取り消さなければならない。
- 第四十三条** 裁判所は、最初の審理期日を開いた後、審理に日時を要するため第三十五条第三項に規定するところにより審理を終結する事が困難であると認めるときは、申立てにより又は職権で、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をすることができる。
- 第二** 次に掲げる場合には、裁判所は、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をしなければならない。
- 1 刑事被告事件について終局裁判の告知があるまでに、申立人から、損害賠償命令の申立てに係る請求についての審理及び裁判を民事訴訟手続で行うことを探める旨の申述があつたとき。
  - 2 請求についての審理及び裁判を民事訴訟手続で行うことを探める旨の申述があり、かつ、これについて相手方の同意があつたとき。
  - 3 前二項の決定及び第一項の申立てを却下する決定に対しても、不服を申し立てることができない。
  - 4 第三十九条から第四十一条までの規定は、第一項又は第二項の規定により損害賠償命令事件が終了した場合について準用する。
- 第五節 條則**
- (損害賠償命令事件の記録の閲覧等)**
- 第四十四条** 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、損害賠償命令事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は損害賠償命令事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。
- 第二** 前項の規定は、損害賠償命令事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について当事者又は利害関係を疎明した第三者の請求があるときは、裁判所書記官は、それの複製を許さなければならない。
- 第三** 前二項の規定にかかわらず、刑事関係記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）の請求については、裁判所が許可したときに限り、することができる。



**第四十六条** 裁判所は、刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第二百七十七条の二第四項の規定による措置をとった場合において、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときは、損害賠償命令事件に關する手続において、前条において準用する民事訴訟法第二百三十三条第二項に規定する秘匿事項のほか、当該個人特定事項について、決定で、その全部又は一部を秘匿する旨の裁判をことができる。刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第三百十二条の二第三項の規定による措置をとった場合において、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが同法第二百七十七条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるとき







八十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十九号）第三十条第四項の改正規定及び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六号、第九十一条、第九十八条、第一百十二条、第一百十五条及び第一百十七条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

四三  
第二条中民事訴訟法第八十七条の次に一条を加える改正規定及び第八条の規定並びに附則第

四条 第四十九条 第六十一条 第七十七条 第七十八条及び第八十三条の規定 附則第八十七条  
条中犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成  
十二年法律第七十五号) 第四十条の改正規定(第八十七条の下に「第八十七条の二」を  
加える部分に限る)、附則第八十八条、第九十三条、第九十六条及び第一百三条の規定並びに附  
則第一百八十八条の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する  
法律(平成二十五年法律第九十六号) 第五十三条の改正規定(第八十七条の下に「第八  
十七条の二」を加える部分に限る)。公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政  
令で定める日

**第二十三条** 第四号施行日から民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の規定（犯罪被害者等保護法の一部改正に伴う調整規定等）

**(罰則に関する経過措置)**  
**第一百二十四条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**(政令への委任)**

附 則（令和五年五月一七日法律第二八号）抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中刑事訴訟法第三百四十四条に一項を加える改正規定、第二条中刑法第九十七条及び略

第九十八条の改正規定並びに第三条中出入国管理及び難民認定法第七十二条の改正規定(第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部分)が限る。第一

六号において「第七十二条第一号を削る改正規定」という。並びに附則第五条第一項及び第六

二項 第八条第四項並びに第一十条の規定、附則第二十四条中國際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第四十二条の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処

遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百九十三条の改正規定、附則第二十八条第二項、第三十条及び第三十一条の規定、附則第三十二条中少手監査所去（平成二十六年法律第五

第三百三十二条の改正規定、附則第三十五条のうち、刑法等の一部を改正する法律（令第十九号）

和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)第三条刑事訴訟法第三百四十四条の改正規定の改正規定及び刑法等一部改正法第十一中少年鑑別所法第三百三十二条の改正

規定を削る改正規定並びに附則第三十六条及び第四十条の規定  
を除勘して二〇〇〇年一月一日から起算して二十日

三 略

四 第一条中刑事訴訟法第百九十九条第二項の改正規定、同法第二百一条の次に一条を加える改正規定、同法第二百七条の次に二条を加える改正規定、同法第一百八条第一項の改正規定、同

法第二百二十四条に一項を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百五十六条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十七条の次に二条を加える改正規定、同法

十六条の次に一条を加える改正規定 同法第二百七十二条の次に一条を加える改正規定 同法第二百九十九条の二第一項、第二百九十二条、第二百九十二条の二、第二百九十九条の三ただし書、第二百九十九条の四、第二百九十九条の五、第二百九十九条の六、第二百九十九条の七及び第三百十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第三百十六条の五、第三

「と、同表第百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。」中秘匿事項届出部分	訴訟記録等の存する	訴訟記録等の閲覧等	訴訟記録等の存する	と、同表第百三十三条の四第一項の項	に係る訴訟記録等の閲覧等
申立てに係る事件の記録をいう。	和解記録の存する	閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付	和解記録の存する	個人特定事項に係る者	の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付
項 届 出 書	」	」	」	」	」

訴訟記録等の存する	損害賠償命令事件の記録等の存する
訴訟記録等の閲覧等	閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製

2 「訴訟記録等の存する」とする。  
 3 「損害賠償命令事件の記録等の存する」とする。

2 従前の例による平成二十九年改正前刑法第百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪、従前の例による平成二十九年改正前刑法第百八十二条第三項の罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十四条の罪若しくはその未遂罪に係る事件は、新犯罪被害者等保護法第二十二条第一項及び第四十六条第一項の規定の適用については、新刑事訴訟法第二百七十七条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなす。

3 第四号施行日から民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間ににおける前項の規定の適用については、同項中「第四十六条第一項」とあるのは、「第四十二条第一項」とす。同項中「第四十二条第一項」とあるのは、「第四十二条第一項」とする。

1 「は」とする。

2 「は」とする。

3 「は」とする。

4 「は」とする。

5 「は」とする。

6 「は」とする。

7 「は」とする。

8 「は」とする。

9 「は」とする。

10 「は」とする。

11 「は」とする。

12 「は」とする。

13 「は」とする。

14 「は」とする。

15 「は」とする。

16 「は」とする。

17 「は」とする。

18 「は」とする。

19 「は」とする。

20 「は」とする。

21 「は」とする。

22 「は」とする。

23 「は」とする。

24 「は」とする。

25 「は」とする。

26 「は」とする。

27 「は」とする。

28 「は」とする。

29 「は」とする。

30 「は」とする。

31 「は」とする。

32 「は」とする。

33 「は」とする。

34 「は」とする。

35 「は」とする。

36 「は」とする。

37 「は」とする。

38 「は」とする。

39 「は」とする。

40 「は」とする。

41 「は」とする。

42 「は」とする。

43 「は」とする。

44 「は」とする。

45 「は」とする。

46 「は」とする。

47 「は」とする。

48 「は」とする。

49 「は」とする。

50 「は」とする。

51 「は」とする。

52 「は」とする。

53 「は」とする。

54 「は」とする。

55 「は」とする。

56 「は」とする。

57 「は」とする。

58 「は」とする。

59 「は」とする。

60 「は」とする。

61 「は」とする。

62 「は」とする。

63 「は」とする。

64 「は」とする。

65 「は」とする。

66 「は」とする。

67 「は」とする。

68 「は」とする。

69 「は」とする。

70 「は」とする。

71 「は」とする。

72 「は」とする。

73 「は」とする。

74 「は」とする。

75 「は」とする。

76 「は」とする。

77 「は」とする。

78 「は」とする。

79 「は」とする。

80 「は」とする。

81 「は」とする。

82 「は」とする。

83 「は」とする。

84 「は」とする。

85 「は」とする。

86 「は」とする。

87 「は」とする。

88 「は」とする。

89 「は」とする。

90 「は」とする。

91 「は」とする。

92 「は」とする。

93 「は」とする。

94 「は」とする。

95 「は」とする。

96 「は」とする。

97 「は」とする。

98 「は」とする。

99 「は」とする。

100 「は」とする。

101 「は」とする。

102 「は」とする。

103 「は」とする。

104 「は」とする。

105 「は」とする。

106 「は」とする。

107 「は」とする。

108 「は」とする。

109 「は」とする。

110 「は」とする。

111 「は」とする。

112 「は」とする。

113 「は」とする。

114 「は」とする。

115 「は」とする。

116 「は」とする。

117 「は」とする。

118 「は」とする。

119 「は」とする。

120 「は」とする。

121 「は」とする。

122 「は」とする。

123 「は」とする。

124 「は」とする。

125 「は」とする。

126 「は」とする。

127 「は」とする。

128 「は」とする。

129 「は」とする。

130 「は」とする。

131 「は」とする。

132 「は」とする。

133 「は」とする。

134 「は」とする。

135 「は」とする。

136 「は」とする。

137 「は」とする。

138 「は」とする。

139 「は」とする。

140 「は」とする。

141 「は」とする。

142 「は」とする。

143 「は」とする。

144 「は」とする。

145 「は」とする。

146 「は」とする。

147 「は」とする。

148 「は」とする。

149 「は」とする。

150 「は」とする。

151 「は」とする。

152 「は」とする。

153 「は」とする。

154 「は」とする。

155 「は」とする。

156 「は」とする。

157 「は」とする。

158 「は」とする。

159 「は」とする。

160 「は」とする。

161 「は」とする。

162 「は」とする。

163 「は」とする。

164 「は」とする。

165 「は」とする。

166 「は」とする。

167 「は」とする。

168 「は」とする。

169 「は」とする。

170 「は」とする。

171 「は」とする。

172 「は」とする。

173 「は」とする。

174 「は」とする。

175 「は」とする。

176 「は」とする。

177 「は」とする。

178 「は」とする。

179 「は」とする。

180 「は」とする。

181 「は」とする。

182 「は」とする。

183 「は」とする。

184 「は」とする。

185 「は」とする。

186 「は」とする。

187 「は」とする。

188 「は」とする。

189 「は」とする。

190 「は」とする。

191 「は」とする。

192 「は」とする。

193 「は」とする。

194 「は」とする。

195 「は」とする。

196 「は」とする。

197 「は」とする。

198 「は」とする。

199 「は」とする。

200 「は」とする。

201 「は」とする。

202 「は」とする。

203 「は」とする。

204 「は」とする。

205 「は」とする。

206 「は」とする。

207 「は」とする。

208 「は」とする。

209 「は」とする。

210 「は」とする。

211 「は」とする。

212 「は」とする。

213 「は」とする。

214 「は」とする。

215 「は」とする。

216 「は」とする。

217 「は」とする。

218 「は」とする。

219 「は」とする。

220 「